

区長を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

怠る事実の違法確認請求事件（東京地方裁判所 平成30年（行ウ）第62号）

2 当事者

原告 中野区民5名

被告 中野区長

3 訴訟の経過

平成30年（2018年）2月16日 東京地方裁判所に訴えの提起

同月26日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、中野区の住民である原告らが、平和の森公園（東京都市計画公園第4・4・3号中野公園をいう。以下「本件公園」という。）について、平和の森公園再整備基本設計に基づき、多目的広場への拡充を主な目的とした樹木伐採及び水場施設の変更並びに陸上トラック及び築山における滑り台、バーベキューサイトの新規設置等の工事（以下「本件工事」という。）が本件公園の価値を減少させるものであり、被告が適正な方法による管理を行うという作為義務を違法に怠っているとして、本件公園を適正に管理しないことが違法であることの確認を求める住民訴訟である。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告が、東京都市計画公園第4・4・3号中野公園再整備実施工事により同公園の価値を減少させ、同公園の適正な管理をしないことが違法であることを確認する。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

(2) 原告らが主張する請求の原因の要旨

ア 本件公園の価値は、「平和の森」との名称が示すとおり、樹木が生い茂り、森を形成して、緑地の少ない中野区において相当規模の森林景観を提供する点にあるにもかかわらず、17,787本の樹木を伐採することになれば、森林景観を損なうことは間違いなく、これは本件公園の価値を減少させる行為である。

イ 本件工事による樹木伐採は、中野区みどりの基本計画（都市緑地法第4条第1項

に規定する基本計画をいう。)に沿うものとはいえ、違法な伐採である。

ウ 本件公園にトラックを設置することになれば、高齢者又は幼児がトラック利用者と接触事故を起こすことが十分想定されるが、中野区による対策はされておらず、これは、都市公園法第3条第3項及び都市公園法施行令第7条に反し、違法である。

エ また、現在最も利用している周辺の保育園児が利用を控えることが予想されるとともに、周辺の学校等における陸上競技のニーズについても具体的な予測もなく、実際の利用者を想定しているとはいえ、現在の利用状況に重大な支障を生じさせるおそれが高く、公園の価値を減少させる。

オ 築山をコンクリート滑り台とし、危険な遊具に変更することは、保育園児等の乳幼児の遊び場及び小学生の活動場としての本件公園の安全性が損なわれ、都市公園法第3条第3項及び都市公園法施行令第7条に反し、違法である。

カ また、現在の築山は幼児が危険を察知する能力を身に付けるだけでなく、体感とバランス感覚を育てる上で大変重要な役割を果たしているところ、築山をコンクリート滑り台とすることは、そのような貴重な場所が消失することになり、公園利用者の便宜を損なうものであるので、本件公園の価値の減少をもたらす。

キ バーベキューサイトを設置することで、アルコール飲酒行為等により公園全体の雰囲気は幼児教育にとって相応しくないものになると考えられる。そうすると、現在の利用状況は事実上消滅することが予想され、結果として、本件公園の価値の減少となると考えられる。

ク また、公園の周辺における静かで清潔な環境が侵害され、周辺の住宅の資産価値が下がる可能性があり、その結果、本件公園は深刻な外部不経済をもたらすものとなり、その価値の減少をもたらす。

ケ 本件工事による少年野球広場が拡張される過程で、滝つぼ及び池の環境に大きな影響を与える可能性があり、当該滝つぼ及び池に生息している絶滅危惧Ⅱ類の生物が喪失すれば本件公園の価値が減少する。

コ 住民監査請求に対する却下の判断は、地方自治法第242条第6項に規定する意見陳述なしに行われたことなど、手続的に違法がある。住民監査請求手続は財政民主主義の実現の一貫として認められた手続であり、行政財産の管理は財政民主主義に則って行わなければならないことに鑑みれば、このような手続違法がある場合も、同法第242条第1項の「財産管理を怠る事実」に含まれ、同法第242条の2第1項第3号の「怠る事実」があると認められる。